

## ■滋賀でモノづくり企業応援助成金の概要

立地分類	新設	新設(大型案件)		増設	
対象期間	平成24年度～26年度				
対象区域	県内全域	認定産業団地	公的工業団地	県内全域	
助成金の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値型企業や内需型企業の新規立地を誘導し、県内経済の活性化を図る。</li> <li>・県内企業の海外等への流失防止を目的として、工場や研究開発拠点の増設に対して助成する。</li> </ul>				
対象分野	①環境領域、医療・健康領域および内需型(主に国内で消費される製品を製造するもの) ②企業立地促進法による基本計画において指定集積業種に該当するもの(増設の場合は、製造業に限る。)				
形態	①工場、研究開発拠点 ②企業立地計画の承認を受けた施設	①高付加価値型工場(本社工場、研究開発機能併設工場)、研究開発拠点 ②企業立地計画の承認を受けた施設		①工場、研究開発拠点 ②企業立地計画の承認を受けた施設(製造業に限る。)	
助成要件	投下固定資産額 (土地取得費を除く)	大企業：10億円以上 中小企業：5千万円以上	50億円以上 (研究開発機能併設工場にあっては、 投下固定資産額のうち研究開発に係る 費用が1億円以上のもの)	10億円以上 (研究開発機能併設工場にあっては、 投下固定資産額のうち研究開発に係る 費用が1億円以上のもの)	大企業：5億円以上 中小企業：5千万円以上
	県内常用雇用増加数 (※)	大企業：20人以上 中小企業：5人以上	50人以上	10人以上	大企業：10人以上 中小企業：2人以上
	面積要件	/		100,000㎡以上の用地を一括購入するもの	延床面積500㎡以上の建物(生産施設または研究施設に限る。)を新設するもの
	低炭素社会貢献	・「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」による、事業者行動計画書制度に基づく取組を行うもの。			
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県と立地協定を締結した案件</li> <li>・助成の対象となる投資計画について、国、独立行政法人の同種の補助金分については、補助対象経費から除く。</li> <li>・操業開始から10年以上操業継続。(違反の場合は助成金の全部または一部の返還を命ずることがある。)</li> </ul>				
助成内容	助成率	投下固定資産額の10%(②の製造業以外は5%)以内	投下固定資産額の10%以内	投下固定資産額の10%以内 + 土地取得費の10%以内	投下固定資産額の5%以内
	助成限度額	2億円	10億円		5千万円
	交付方法	一年度5千万円を上限に分割交付 (最長4年分割)	一年度1億円を上限に分割交付 (最長10年分割)		一括払い
※県内常用雇用の定義	・雇用保険の被保険者(週30時間以上のパートを含む。)				
平成24年度予算額	150,000千円				